

鳥取県高校生等奨学給付金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県高校生等奨学給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 本給付金は、高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（交付に係る対象者）

第3条 この要綱において、本給付金の交付に係る対象者は次のとおりとする。

- （1）本給付金の申請者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校を除く。以下「高等学校等」という。）の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）とする。
- （2）「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の入所者を除く）が措置されている者及び高等学校等を卒業し又は修了したことがある者については、前号の高校生等から除くものとする。

（給付に係る要件）

第4条 この要綱において申請の対象となる者は、基準日において県内に住所を有する保護者等であって、次のいずれかに該当すること。

- （1）この申請に係る高校生等が基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていること。
- （2）この申請に係る高校生等の保護者等全員の申請年度における市町村民税所得割が非課税であること。ただし、前号に規定する者を除く。

（給付の基準日）

第5条 前条で規定する基準日は毎年7月1日とする。ただし、基準日以降に入学することが定められている高等学校等に入学する者については、当該高等学校等に在学する期間中は、入学した月日を基準日とする。

2 基準日に休学している高校生等については、本申請に係る高校生等から除く。

（給付の額及び回数）

第6条 県は第2条の目的の達成に資するため、第4条に規定する者に対し、別表に掲げる区分により本給付金を交付する。

- 2 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は上限4回）までとする。
- 3 前項の規定に関わらず、基準日において、高等学校等就学支援金の学び直しへの支援に該当する高校生等については、その期間中、年1回、通算2回まで交付する。

（申請及び実績報告）

第7条 本給付金の交付申請は、様式第1号により、毎年度、基準日後30日以内に行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書とみなす。

- 2 規則第5条の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。
 - （1）この申請に係る高校生等の保護者等全員の申請年の市町村民税額が分かる書類の写し
 - （2）前号の証明者が鳥取県外の市区町村長の場合は、その該当する者の基準日以降の住民票の写し
 - （3）第4条第2号に該当する保護者等が扶養している者のうち、基準日において15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し
 - （4）この申請に係る高校生等が基準日において、鳥取県外の高等学校等に在籍する場合は、様式第3号に定める在学等証明書

(5) その他、県が必要と認めるもの

3 第1項の申請書は規則第17条第1項による実績報告とみなす。

(申請の辞退等)

第8条 第4条に規定する受給要件に該当するにもかかわらず本給付金の受給を辞退しようとする者及び同条に規定する受給要件に該当するか否かを明らかにするための書類を提出しない者は、鳥取県高校生等奨学給付金辞退等届出書(様式第4号)を提出するものとする。

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第9条 本給付金の交付決定及び交付額の確定は、原則として第7条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して60日以内に行わなければならない。

2 本給付金の交付決定及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 県は前条により交付決定を受けた保護者等が次の各号に該当すると認められたときは、交付決定の取消し又は変更をすることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 申請内容や添付書類等を偽り、その他不正な手段により交付決定を受けたとき

2 県は前項の決定をしたときは、保護者等に対して給付金を既に給付済みの場合はその全部又は一部を一括して返還させるものとする。

(給付金の代理受領)

第11条 本給付金は、保護者等が扶養する本申請に係る高校生等が通学する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納がある場合は、当該申請分の本給付金を当該高等学校等の長が代理して受領し、当該経費に充てることができるものとする。

2 代理受領した高等学校等の長は、当該申請にかかる保護者等に対し、代理受領した理由、本給付金からの充当内容等を明らかにするとともに、残金がある場合は、適切に交付しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成26年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月1日以降に第1学年に入学した高校生等の保護者等から適用する。

附 則

この要綱は平成27年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年5月30日から施行する。

別表

番号	世帯区分	学校区分	給付年額	
1	生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額。)	国公立	32,300 円	
		私 立	52,600 円	
2	市町村民税所得割額非課税世帯で、 番号 1 及び 3 に該当しない世帯	通信制 課程	国公立	36,500 円
			私 立	38,100 円
		通信制 以外	国公立	59,500 円
			私 立	67,200 円
3	市町村民税所得割額非課税世帯で 15 歳 (中学生を除く。) 以上 23 歳 未満の扶養されている兄弟姉妹が いる第 2 子以降の対象となる高校 生等がいる世帯で、番号 1 に該当し ない世帯	通信制 課程	国公立	36,500 円
			私 立	38,100 円
		通信制 以外	国公立	129,700 円
			私 立	138,000 円

※番号 2 及び 3 の区分において、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て通信制課程の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て番号 3 の区分の通信制以外の単価を用いる。